

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 根津 嘉澄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅の段差解消および障害者対応型便所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差の解消（2020年度） 堀切、西川田、愛宕※1、野田市※1、みなみ寄居※2、一本松 ・ 障害者対応型便所の整備（2020年度） 堀切、西川田、愛宕※1、武州唐沢 ※1 連続立体交差事業に合わせて整備 ※2 2020年10月31日開業予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通り実施済み ・ 武州唐沢以外計画通り実施済み 武州唐沢については、関係機関との調整に時間を要したことから、2021年度整備に変更いたしました。
ホームドアの新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームドアの新設（2020年度） 北千住3階、新越谷、北越谷、志木（1・2番線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通り実施済み

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声掛け・サポート運動」の継続実施	「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを継続的に実施するとともに、強化キャンペーン期間以外についても、同様の取組みを継続的に実施いたします（2020年度）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通り実施済み 加えて、「声掛け・サポート」に係わるポスターを新たに作成し、駅構内に掲出することにより、お客様に対する啓発を図りました。
障害者の接遇に関する資格取得の推進	駅係員の接遇能力向上を図るため、駅係員のサービス介助士の取得率65%以上を目指します（2020年度）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通り実施済み 取得率72%

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
誘導用音響案内装置新設	2020年度の計画はありませんが、今後、改札口、階段出口付近、トイレ、触知案内板、エスカレーター付近に誘導用音響案内装置を新設いたします(2021年度以降)。	・計画外にて実施 清水公園～梅郷間連立工事に伴い、愛宕の階段、改札、トイレ、触知案内図付近に誘導用音響案内装置を新設いたしました。
一斉放送装置新設	2020年度の計画はありませんが、今後、東武東上線において、異常時における情報提供体制の強化を図るため、見合わせ区間、原因、復旧見込み、振替輸送等の情報を各駅に配信する一斉放送装置の新設工事に着手いたします(2021年度以降)。	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	駅におけるお客様のご案内等について、ロールプレイング形式で実施する「接客技術発表会」を実施し、駅係員の接客・接客能力の向上を図ります(2020年度)。	・未実施 新型コロナウイルス感染防止の観点から、「接客技術発表会」は中止いたしました。
障害者の接客に関する資格取得の推進	入社1年目の駅係員を対象に、サービス介助士資格取得のための研修を実施し、取得を推進いたします(2020年度)。	・計画通り実施済み 104名 ※入社1年目の駅係員のうち、取得済者を除く。
旅客支援に関する教育の実施		・計画外にて実施 全駅係員に対し、高齢者やお体の不自由なお客様など、介助が必要と思われるお客様へのお声掛けや介助に関する教育を実施いたしました。
障害者への接客に関する教育		・計画外にて実施 現業職場の所属員を対象に2019年度まで実施していた「障害者疑似体験教育」について、2021年度までに、現業職場の全所属員に対し教育を実施することにいたしました。 785名実施(2020年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者の移動等円滑化の促進に関する法律」の主旨に基づき、鉄道事業本部内の関係部署が連携し、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進するとともに、各種会議体を通じてバリアフリー化の進捗を確認してまいりました。
 合わせて、2020年11月20日に公表された「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）」について、バリアフリー化を総括する部署から、鉄道事業本部内の関係部署および経営層に対して報告を行い、国の定めるバリアフリー化の次期目標について全社的な理解促進を図りました。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表しております。

(4) その他

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 根津 嘉澄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 8. エスカレーターを設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和2年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武鉄道株式会社
 代表者名 取締役社長 根津 嘉澄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両のバリアフリー化	・車両新造（2020年度） バリアフリーに対応した新型車両を5編成導入いたします。	・計画通り実施済み 500系車両：3編成 70090型車両：2編成
	・車両のリニューアル（2020年度） 既存車両20000系のリニューアルに合わせて、4編成をバリアフリー化いたします。	・計画通り実施済み

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者の移動等円滑化の促進に関する法律」の主旨に基づき、鉄道事業本部内の関係部署が連携し、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進するとともに、各種会議体を通じてバリアフリー化の進捗を確認してまいりました。

合わせて、2020年11月20日に公表された「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)」について、バリアフリー化を総括する部署から、鉄道事業本部内の関係部署および経営層に対して報告を行い、国の定めるバリアフリー化の次期目標について全社的な理解促進を図りました。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表しております。

(4) その他

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に 適合した編成数 (両)	車椅子スペースの 数が公共交通移動等円滑化基準 省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成 数	便所のある編成の うち車いす対応型 便所のある編成数	案内装置のある 編成数	車両間転落防止 設備のある編成 数
普通鉄道(特急車両)	34 157 編成 (両)	13 37 編成 (両)	13 編成	34 編成	22 編成	31 編成	34 編成
普通鉄道(その他)	315 1,752 編成 (両)	214 1,328 編成 (両)	259 編成	21 編成	0 編成	235 編成	315 編成
(合計)	349 1,909 編成 (両)	227 1,365 編成 (両)	272 編成	55 編成	22 編成	266 編成	349 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。